

【栃木県さくら市】ネーミングライツ事業者募集要項（イベント型）

1 趣旨

この要項は【栃木県さくら市】ネーミングライツ事業に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の8の(3)により、ネーミングライツの付与を希望する事業者等の募集について、必要な事項を定めます。

2 用語の定義

この要項において使用する用語は、基本方針において使用する用語の例によるものとします。

3 募集の概要

(1) 対象イベントの概要

大会名	さくら市マラソン大会
現在の愛称	第22回さくら市マラソン大会
開催場所	さくら市総合公園さくらスタジアム及び周辺道路
愛称の表示・ 掲示箇所	<ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツ事業者名を愛称として大会名称に付与 大会名 例：〇〇presents 第22回さくら市マラソン大会・大会プログラムへの掲載・胸ゼッケン（参加者が着用する）にネーミングライツ事業者名等を掲載・表彰状、記録証・会場設営品に大会名を記載するものについて、愛称を付した大会名で設置（例：ゴール門柱、ステージバックパネル）・広報誌、ホームページやSNS等に愛称を付した大会名で大会情報の発信
イベント開催 状況等	<p>【大会開催日】 令和8年10月12日（月・祝）</p> <p>【大会の趣旨】 広くスポーツを普及し、その振興発展と健全なスポーツ精神の育成に努めるとともに、スポー</p>

	<p>ツを通じて相互の親睦を図る</p> <p>【募集定員】 1400名上限</p> <p>※例年市内外より約1,000名の参加実績</p> <p>【実施種目】</p> <p>さくら市総合公園内コース競技</p> <p>1km 小学生男女(1年～3年生)、車いす</p> <p>1.5km 小学生男女(4年～6年生)</p> <p>1.5km 親子ペア(小学1年～3年生とその親)</p> <p>公道コース競技</p> <p>3km 中学生男女</p> <p>5km 高校生男女、一般男女 給水所1か所</p> <p>10km 高校生男女、一般男女 給水所2か所</p> <p>【主催】</p> <p>さくら市、さくら市教育委員会、さくら市スポーツ協会</p> <p>【後援(予定)】</p> <p>下野新聞・栃木放送・エフエム栃木・氏家商工会・喜連川商工会・さくら市氏家観光協会・喜連川観光協会・栃木県医師会・塩谷郡市医師会・塩野谷農業協同組合</p> <p>【協力(予定)】</p> <p>さくら警察署・さくら市スポーツ推進委員・さくら市地域婦人会・さくら医療福祉専門学校</p> <p>【その他】</p> <p>参加者は全員さくらスタジアムに集合し、スタジアム周辺に午前8時より正午頃まで滞在</p> <p>競技に関する動画等のコンテンツは、インフルエンサー等のSNSで拡散される可能性あり</p> <p>大会開催にあたっては、地元報道機関【新聞テレビ】へ告知予定</p>
所管部署名	さくら市教育委員会 スポーツ振興課

(2) 愛称の条件

基本方針の5の(1)により、ネーミングライツにより付す愛称に含む単語として、次のものを指定します。

指定する単語	第22回さくら市マラソン大会
--------	----------------

(3) 愛称を付す期間

基本方針の6により、愛称を付す期間は、次のとおりとします。

愛称を付す期間	契約日翌日から令和9年3月31日まで
---------	--------------------

(4) ネーミングライツ料の最低額

基本方針の7の(1)により、ネーミングライツ料の最低額を次のとおりに設定します。

ネーミングライツ料の最低額	20万円
---------------	------

なお、ネーミングライツ料の額は、消費税及び地方消費税を含むものとします。

(5) 看板等の変更等

① 看板等について

基本方針の11の(2)により、イベント型ネーミングライツであるため、新たな施設看板の設置や変更等を行わないが、大会開催に基づき設営される表示品【ゴール門柱・ステージバックパネル等】には愛称等を積極的に表示します。

② パンフレット等について

対象イベントのパンフレットは愛称を使用したものを市が作成します。

また、大会出場者が着用を義務付けられるゼッケンにも愛称を表示します。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業者応募申請書（様式1）
- ② 添付書類

ア	ネーミングライツ事業者応募に係る誓約書（様式2）	必須
	役員名簿	
イ	企業又は事業の概要がわかるもの （会社概要、企業案内パンフレット等）	必須
ウ	定款、寄付行為などの規約	必須
エ	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	必須
オ	過去1年間の決算報告書（法令等に基づく計算書類）	必須
カ	直近年度分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明） ただし、いずれの納税証明も過年度分も含めて未納が無いことを証明するもので、交付から3箇月以内のもの	必須
キ	法令遵守に関する取組がわかるもの（規約等）	任意
ク	地域貢献等の実績及び今後の取組方針がわかるもの	任意
ケ	愛称を表示する文字の配置や書体及びマーク、キャラクター等（以下「ロゴ等」という。）の図面（使用ガイドラインがある場合は添付）	必須

- ※ 複数の法人等で構成されるグループとして応募する場合は、構成する全ての法人、団体等に係る書類を提出してください。
- ※ 提出書類は、関係機関等の意見を求めるために使用する場合があります。
- ※ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ※ 提出書類は返却しません。
- ※ さくら市情報公開条例（平成17年さくら市条例第9号）に基づく公開請求があった場合は、同条例に基づき、提出書類等の写しを公開することがあります。
- ※ 申請書等の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 郵送、電子メール又は持参
- (4) 提出期間及び場所

① 提出期間

郵送・電子メール	令和8年6月22日(月)～令和8年7月22日(水)(17時必着)
持参	令和8年6月22日～令和8年7月22日(さくら市の休日を守る条例(平成17年さくら市条例第2号)に規定する市の休日を除く)の9時～17時 ※但し、7月6日および21日は氏家体育館休館日のため提出不可

② 提出場所

住所	〒329-1311 さくら市氏家 2730 番地
所管部署名	さくら市教育委員会スポーツ振興課 生涯スポーツ係
電話番号	028-682-8888
メールアドレス	u-taiikukan@city.tochigi-sakura.lg.jp

5 選定方法等

(1) 優先交渉権者の決定方法

選定委員会において、提案された愛称、ネーミングライツ料の額、愛称を付す期間、企業等の地域貢献の実績等を総合的に審査し、【優先交渉権者】を決定します。

【優先交渉権者】

選定委員会において、ネーミングライツ事業者として適格かつ、他の応募者より市にとって有益な契約条件を提案したとして決定された者

応募者が1者のみの場合も、選定委員会においてネーミングライツ事業者として相応しいかを審査します。

また、審査の結果、全ての応募者が要件に該当しない等の理由で優先交渉権者を決定しない場合があります。

なお、次のいずれかに該当する提案は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ③ 申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。
- ④ その他不正な行為があったとき。

(2) 決定の通知

ネーミングライツ事業者が決定した際には、基本方針の 10 により公表するほか、全ての応募者に決定内容を通知します。

優先交渉権者の決定等、途中経過については、市が必要があると認める場合に限り、公表します。

6 決定の取消し等

基本方針の 13 の事由のほか、4 の(1)の提出書類に虚偽又は不正があったことが判明した場合においてもネーミングライツ事業者の決定の取消しができるものとします。

7 その他

(1) 愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく正式名称を使用する場合があります。

(2) 看板等の新設等について

新たに看板等を設置する場合又はロゴ等を使用する場合は、栃木県屋外広告物条例（昭和 39 年栃木県条例第 64 号）、さくら市景観条例（平成 29 年さくら市条例第 17 号）等の関係法令に抵触しないか、ネーミングライツ事業者が確認してください。

(3) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

愛称を商標登録する場合は、ネーミングライツ事業者の商標として登録し、それに要する経費等は、ネーミングライツ事業者が負担するものとします。

なお、愛称を商標登録した場合においても、市は、その愛称を無償で使用できるものとします。

商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、ネーミング

ライツ事業者と当該第三者が個別に協議してください。

(4) 対象イベント等での事故等の発生

愛称を付したイベント等で発生した災害、事故等により、ネーミングライツ事業者のイメージが損なわれる可能性があります、市は一切責任を負いません。

(5) 対象イベント等が中止となった場合の措置

愛称を付したイベント等が荒天や災害等やむを得ない事由等により中止となった場合においても、既納のネーミングライツ料は返還しないものとします。但し、大会プログラム等、既に作成が完了した印刷物やホームページ等に掲載する大会情報についてはネーミングライツ事業者名が掲載され、大会参加者および大会関係者への宣伝機会が確保されます。

(6) その他

この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。